

5 困難な状況にある若者に対する施策

(1) ジョブ・コア(Job Corps:宿泊型若年者集団教育訓練)^(注12)

a 概要

1964年に創設された米国最大規模の若年者に対する寄宿制の教育・職業訓練プログラムである。経済的に不利な立場にある無職の青少年等に対し合宿訓練を実施し、規律と技能・知識を習得させる教育・職業訓練を実施する。

b 根拠法令

経済機会法(Economic Opportunity Act)

c 管理運営主体

連邦労働省にジョブ・コアの本部(National Job Corps office)が置かれ、さらに6か所の地区管轄支部(region office)が設置されている。米国の48州で122か所のジョブコアセンターが運営されている。なお、連邦労働省におけるジョブ・コア担当職員数は計160人である(数値はいずれも2004年6月現在)。

本部はプログラムの推進に関する基本方針を所管し、支部は、個々のジョブコアセンターの委託企業との契約や運営の監督を行う。

個々のセンターの具体的な運営(若者の募集、応募者のプログラムへの許諾判定、入所者への職業キャリア支援サービス等)は、競争入札で、政府と運営契約を結ぶことができた民間企業に全面的に任せられる。

ジョブ・コアの運営資金は全額連邦政府が支出する。

d 財源・予算規模

概ね15億ドル程度

e 対象者及び適用要件

16~24歳までの経済的に不利な立場にある青少年である。具体的な条件としては、以下のようなものがあげられる。

- ① 合衆国の市民、法律で滞在を認められている者。永久滞在者許可を有する外国人、あるいは他の法律によって滞在が認められている外国人。
- ② 年齢要件を満たしていること。
- ③ 収入が基準値より低い。
- ④ 学校中退者や追加の教育や職業訓練が必要と見なされた者。通常の学校生活をつづがなく続ける上で、または雇用を維持する上で強力なカウンセリングや支援が必要な者(学校中退者、家出人、ホームレス等)。
- ⑤ 応募者の年齢が低い場合、親や保護者の同意が得られること。
- ⑥ プログラムを十分に受講できないような行動上の問題がないこと。
- ⑦ ジョブ・コア在籍中に差し迫った裁判がある、当局の監視下に置かれている、罰金を課せられているといった事情がないこと。
- ⑧ 違法薬物を使用していないこと。
- ⑨ 子供がいる場合には、その養育計画を有していること。

資料出所 連邦労働省 “2003プログラム年ジョブ・コア年次報告”

f 具体的内容

参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上で基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。多様なバックグラウンドを持つ人達と仲良くやっていくことは職業生活を送るにあたり不可欠であり、ジョブ・コアでは、参加者が一緒に生活することでこの技能を身につけさせている。

参加費は基本的に無料のうえ、毎月小遣いが支給される。

参加期間は、センターにおける教育訓練プログラムが研修者の特性に合わせて個別に進められるため、まちまちであるが、原則として最長2年間である。なお、より上級の訓練コースに進んだ者は2年以上の参加が例外的に認められる。

2003年における平均参加期間は8.3か月間であり、プログラム修了者に限ると11.2か月間となっている。

高校卒業資格を持たない参加者については、研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明証書)の資格を取得可能である。また、参加者がプログラムを修了して就職する際には、就職支度金が支給される。

なお、ジョブ・コアへの参加課程は以下のとおりである。

[職業準備期間(Career Preparation Period)]

参加者は、初めの60日間は職業準備期間として、①

ジョブ・コアのスタッフと協力して自身の職業計画を作成し、②訓練する分野を選び、職業上必要な技能や職探しに必要な技能を学ぶ。また、スタッフと協力して履歴書を書いたり、面接の練習をしたり、公共職業安定所を訪問したりもする。

[能力開発期間 (Career Development Period)]

準備期間が終わると、能力開発期間が始まり、この期間に参加者は職業に関連した①技術・一般教育に関する技能の習得、②対人関係技能、問題解決技能の習得、③自己管理技能の習得などを行いつつ、④求職活動や⑤独立した生活を営む準備を行う。

[移行期間 (Career Transition Period)]

ジョブ・コアを修了すると移行期間となり、最長で12か月間、引き続きキャリアカウンセリング、住居探しなどについてジョブ・コアからの支援が受けられる。

g 利用状況

各センターが受け入れる研修生数は200人から2,000人程度である。

参加者数は、2003年が5万6,079人、2004年が5万5,202人となっており、2004年の修了生については、91%が適切な就職支援のもとに職を得たり、軍隊に入隊したり、上級学校に進んだりしている。また、2003年修了生のうち2万975人が高校卒業あるいはGEDの資格を取得している。

なお、連邦労働省「2003プログラム年ジョブ・コア年次報告」によれば、近年の研究で、ジョブ・コアプログラムにおける教育訓練投資額1ドルにより、アメリカ社会が得た利益は、1.91ドルとされている。

〈表1-21〉 ジョブ・コア利用実績

	2003年	2004年
参 加 者 数	56,079人	55,202人
就職率(軍隊入隊、上級学校進学含む)	89%	91%
研修後(就職した際の)平均賃金 (※連邦の最低賃金は、5.15ドル/時)	8.08ドル/時	8.17ドル/時
高校の卒業証書取得率(GED含まず)	16%	17%

資料出所 連邦労働省雇用訓練局 “WORKFORCE SYSTEM RESULTS”

(2) WIA 若年プログラム(再掲)

内容については、4(3)a 参照。

6 就業機会を拡大するための施策

(1) 若年労働者に対する最低賃金の特例

a 概 要

公正労働基準法(The Fair Labor Standard Act)により連邦レベルの最低賃金は、1時間あたり5.15ドルと定められている。ただし、20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は、4.25ドル/時の最低賃金が適用され、90日経過後もしくは、労働者が20歳になった時点で、通常労働者の最低賃金である5.15ドル/時が適用される。

(2) 仕事機会税額控除 (Work Opportunity Tax Credit : WOTC)

a 概 要

特定の求職者の雇入れ奨励のための連邦税額控除であり、一人雇入れ当たり最高2,400ドルの控除を受けることができる。

b 根拠法令

中小企業保護法(the Small Business Job Protection Act of 1996)

c 対象者及び適用要件

下記の者を新たに雇い入れる雇用主が税額控除の対象となる。

(a) 現在(または最近まで)、フードスタンプ、または貧困家庭一時扶助(TANF)を受給している家庭の18～24歳の者

(b) 経済的に不利な地域(Federally designated Empowerment Zones(EZs), Enterprise Communities (ECs))に居住する18～24歳の者

(c) 夏期若年労働者として5月1日から9月15日の間に働く経済的な不利な地域に居住する16～17歳の者ほか

なお、労働者は、最低120時間、夏季若年労働者は、最低400時間働く必要がある(この減税は、2005年12月末で終了)。